

総務省行政相談センター

まくみみ群馬

令和元年台風19号による 被災者の皆様への生活支援 窓口案内（ガイドブック）

令和元年台風19号による災害で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
群馬行政監視行政相談センターでは、今回の災害に関して、いろいろなお問合せや相談を受け付けております。

また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しておりますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

- **電話**による相談受付：平日 8：30～17：15

上記時間帯以外は留守番電話対応となります

行政相談専用ダイヤル 0570-090110

- **来所**による相談受付：平日 8：30～17：15

住所：前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎6階
群馬行政監視行政相談センター まくみみ群馬

- **インターネット**による相談受付

URL：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html



- **FAX**による相談受付

027-221-1649

まくみみ群馬



総務省行政相談センター

総務省 群馬行政監視行政相談センター

〒371-0026

前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎6階

電話：027-221-1648

FAX：027-221-1649

ご注意

- 1 このガイドブックに掲載している情報は、令和元年11月8日時点の情報で作成しております。各機関等における支援策等については、随時、追加・変更してまいります。

最新の情報は、群馬行政監視行政相談センターホームページ(下記URL参照)の「【特設情報】〈令和元年台風19号による災害に関する生活支援の情報〉」に掲載しております。

URL : <http://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/gunma.html>

- 2 災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用が条件となっている支援措置がありますが、今回の台風19号による災害においては、群馬県内の以下の市町村が適用を受けています。

【災害救助法適用市町村（12市13町5村）】

前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町、みなかみ町、玉村町、千代田町、大泉町、邑楽町

【被災者生活再建支援法適用市町村（1市1村）】

富岡市、嬭恋村

- 3 令和元年台風19号による被害が特定非常災害に指定されました。この指定により、次の措置が講じられます。

- ① 運転免許のような許認可等について、存続期間（有効期間）が最長で令和2年3月31日（火）まで延長されます。

令和元年10月10日以後に満了する許認可等が対象です。対象となる許認可等、対象地域、延長後の満了日は、今後、各府省の告示で定められ、下記の総務省特設ページ等でお知らせします。

- ② 事業報告書の提出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます（令和2年1月31日（金）までに履行すれば、処分や刑罰を受けません）。

上記のほか、③法人に係る破産手続開始の決定の留保、④相続放棄等の熟慮期間の延長、⑤民事調停の申立手数料の免除の措置が講じられます。（⑤の詳細は、最寄りの裁判所にお尋ねください。

<総務省特設ページ>

URL : <http://www.soumu.go.jp/r01.taifudai19gokanren.joho/hisai.html>



目 次



住まいや身の回りのこと

- 1 被災証明書の発行 (P. 4)
- 2 被災者のための住宅提供 (P. 5)
- 3 被災住宅の応急修理等(P. 6)
- 4 被災住宅の補修や再建に関する相談 (P. 6)



お金のこと

- 5 生活再建のための支援金 (P. 7)
- 6 災害弔慰金等の支給 (P. 7)
- 7 災害援護資金の貸付 (P. 8)
- 8 生活福祉資金の貸付 (P. 8)
- 9 住宅の建設、補修等の融資 (P. 8)



役所の手続きのこと

- 10 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合 (P. 9)
- 11 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合 (P. 9)
- 12 運転免許証を紛失した場合 (P. 10)
- 13 自動車に被害を受けた場合(P. 10)
- 14 マイナンバーカードを紛失等した場合 (P. 10)



役所の手続きのこと

- 15 国税の特別措置 (P. 11)
- 16 県税の特別措置 (P. 11)
- 17 市町村税の特別措置 (P. 12)
- 18 公共料金の減免措置等 (P. 12)



民間の手続きのこと

- 19 金融機関等との取引に関する相談 (P. 13)
- 20 法律相談等の窓口(P. 13)



事業者の方へ

- 21 中小企業者を対象とした相談窓口 (P. 15)
- 22 農林漁業者を対象とした相談窓口 (P. 16)



住まいや身の回りのこと

1 り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅などの建物が災害の被害にあったことを証明するものです。生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ 各市町村の「り災証明書」の窓口は、現在のところ、以下のとおりです。未掲載の市町村については、市町村の「り災証明書」交付申請の受付体制が公表され次第、順次追記いたします。お急ぎの場合は、市役所・町村役場の代表番号にお問い合わせください。
- ◆ 店舗、事業所、工場、農地等の事業関係については、市町村によって担当が異なることがありますのでご注意ください。

市町村名	問い合わせ先
前橋市	資産税課 027-898-6219 大胡支所、宮城支所、粕川支所、富士見支所、城南支所 上川淵、下川淵、芳賀、桂萱、東、元総社、総社、南橘、清里、 永明 各市民サービスセンターでも申請可能です。
高崎市	資産税課土地家屋担当 027-321-1220 吉井支所税務課税務担当 027-387-3114 倉渕支所税務課税務担当 027-378-4523 箕郷支所税務課税務担当 027-371-9051 群馬支所税務課税務担当 027-373-1214 新町支所税務課税務担当 0274-42-1236 榛名支所税務課税務担当 027-374-5110
桐生市	安全安心課 0277-46-1111 内線 466
伊勢崎市	安心安全課 0270-27-2706 赤堀支所庶務課 0270-62-1151 (代表) あずま支所庶務課 0270-62-1311 (代表) 境支所庶務課 0270-74-1111 (代表)
太田市	防災防犯課 0276-47-1916
藤岡市	地域安全課 0274-22-7444
富岡市	企画課 0274-62-1511

市町村名	問い合わせ先
下仁田町	総務課 0274-82-2110
長野原町	総務課 0279-82-2244
嬭恋村	税務課 0279-96-0513
大泉町	税務課資産税係 0276-63-3111（代表）

【農林水産業関係の「り災証明」】

- ◆ 農林水産関係の「り災証明書」の窓口は、現在のところ、以下のとおりです（住宅等担当以外の窓口である場合を列記しています。）。

前橋市：農政課（027-898-6702）

嬭恋村：農林振興課（0279-96-1256）

2 被災者のための住宅提供

【公営住宅の提供】

- ◆ 住宅に被害を受けられた方に対して、公営住宅等を提供しています。詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。

県、市	支援内容	対象	問合せ先等
群馬県	県営住宅（前橋・高崎・渋川・藤岡市内の14戸）の無償提供 ※最長6か月間	台風19号により自宅が大きな被害を受け、り災証明書の交付を受けていること	最寄りの市町村役場で相談を受け付けている （問合せ先） 群馬県県土整備部住宅政策課 住宅管理係 027-226-3717 群馬県住宅供給公社管理部 管理課 027-223-5811
富岡市	市営住宅への緊急入居 ※最長6か月間	台風19号により住宅が被災し、一時的に居住する住宅の確保が困難な方	群馬県住宅供給公社富岡支所 0274-64-9801
館林市	市営住宅への一時避難入居 ※最長6か月間	台風19号により住宅が被災し、一時的に居住する住宅の確保が困難な方	群馬県住宅供給公社館林支所 0276-76-7871
大泉町	町営住宅への一時入居（3戸） ※期間3か月	台風19号により住宅が被災し、一時的に居住する住宅の確保が困難な方	大泉町都市整備課 0276-63-3111（代表）

3 被災住宅の応急修理等

- ◆ 災害救助法が適用された市町村において、災害により住宅が一部損壊（準半壊）又は半壊もしくは大規模半壊の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を、市町村が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。応急仮設住宅として提供する民間賃貸住宅の修理についても対象となる場合があります。
- ◆ 一世帯当たり59万5千円（一部損壊（準半壊）の場合は30万円）が限度額です。
- ◆ 以下の全ての要件を満たす方（世帯）が対象になります。
 - ① 台風により「半壊」もしくは「一部損壊（準半壊）」の住家被害を受け自らの資力では応急修理することができない方又は「大規模半壊」の住家被害を受けた方
 - ・ 「全壊」の住家は、修理を行えない程度の大きな被害を受けた住家であるため、応急修理の対象外とされていますが、全壊の場合でも応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象となります。
 - ② 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること
 - ③ 応急住宅（仮設住宅）を利用しないこと
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

4 被災住宅の補修や再建に関する相談

- ◆ 被災住宅の補修や再建に関して、相談やお困りごと、不安に感じていることの相談窓口として、住宅リフォーム・紛争処理支援センターが「住まいるダイヤル」を開設しています。補修等の必要性の判断、事業者の紹介、建築士の派遣については、0570-016-100（IP電話からの場合は、03-3556-5147）（平日10時から17時まで対応）にお問い合わせください。

〈注意！〉 点検商法、便乗商法等のトラブルにご注意ください！

- ◆ 大規模災害の後は、点検商法・便乗商法等のトラブルが発生する傾向がありますのでご注意ください。不審な勧誘や電話を受けた場合、「火災保険の申請を代理します」「公的機関として被害を調べています」といったセールストークから屋根のリフォームを勧められた場合など、ご心配なことがある場合には、下記の番号までご相談ください。
 - ・ 消費者ホットライン：188（市外局番なしの3桁番号）
 - ・ 住まいるダイヤル：0570-016-100



お金のこと

5 生活再建のための支援金

- ◆ 被災者生活再建支援法が適用された市町村において、①住宅が全壊した世帯、②住宅が半壊又は敷地に被害が生じ、やむなく解体した世帯及び③住宅が大規模半壊した世帯には、生活再建のための支援金が支給されます。

- ◆ 支援金の額

被害の程度等に応じて、最大300万円が支給されます。

区分	基礎支援金	加算支援金		合計
①全壊世帯 ・ ②解体世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借	50万円	150万円
③大規模半壊 世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借	50万円	100万円

※ 世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額

- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

6 災害弔慰金等の支給

- ◆ 今回の災害によりお亡くなりになられた方の遺族に対して災害弔慰金が、精神又は身体に著しい障害を受けた方に対して災害障害見舞金が支給されます。また、重傷を負った方などに市町村が独自に見舞金を支給する場合があります。

詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

7 災害援護資金の貸付

- ◆ 台風により、世帯主が1か月以上の負傷、住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(3年)を含め10年です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

8 生活福祉資金の貸付

【緊急小口資金】

- ◆ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対し、資金の貸付が行われます。一世帯につき10万円以内とされています。
- ◆ 償還期限は、据置期間(通常：2か月以内)終了後、12か月以内とされています。また、無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

【住宅補修費・災害援護費】

- ◆ 低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対して、住宅の補修等のための資金(250万円以内)や災害により臨時に必要な経費(150万円以内)の貸付が行われます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(通常：6か月以内)終了後、7年以内とされています。また、連帯保証人がいる場合は無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

9 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金又は補修資金を融資しています。
詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。
 - ・ 住宅金融支援機構 災害専用ダイヤル：0120-086-353
(通話料無料、受付時間：9時～17時(祝日、年末年始を除く))
- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。
詳細は、各金融機関にお問い合わせください



役所の手続のこと

10 年金手帳などを紛失した場合 国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。
また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。
- ◆ 詳しくは、日本年金機構（ねんきんダイヤル：0570-05-1165）にお問い合わせください。
- ◆ 最寄りの年金事務所又は市町村の国民年金担当窓口にお問い合わせすることもできます。

名称	電話番号	管轄区域
前橋年金事務所	027-231-1719	前橋市、伊勢崎市、玉村町
桐生年金事務所	0277-44-2311	桐生市、みどり市
高崎年金事務所	027-322-4299	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町
渋川年金事務所	0279-22-1614	渋川市、沼田市、吉岡町、榛東村、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
太田年金事務所	0276-49-3716	太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

11 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、贈与、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。詳細は、前橋地方法務局にお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域（不動産登記）
前橋地方法務局	027-221-4466	前橋市
高崎支局	027-322-6315	高崎市、安中市、藤岡市、神流町
桐生支局	0277-44-3526	桐生市、みどり市
伊勢崎支局	0270-25-0758	伊勢崎市、玉村町
太田支局	0276-32-6100	太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
沼田支局	0278-22-2518	沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
富岡支局	0274-62-0404	富岡市、上野村、下仁田町、南牧村、甘楽町
中之条支局	0279-75-3037	中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町
渋川出張所	0279-22-0242	渋川市、榛東村、吉岡町

1 2 運転免許証を紛失した場合

- ◆ 災害により自動車運転免許証を亡失・滅失した場合には、り災証明書が無くとも、再交付を受けることが可能です。
- ◆ 詳しくは、総合交通センター（027-253-9300（代表））にお問い合わせください。

1 3 自動車に被害を受けた場合

- ◆ 被災自動車の所有者に対しては、被災した自動車の減免、被災により運行できない自動車の課税除外措置等を受けることができます。
- ◆ 詳しくは、自動車税事務所又はお近くの行政県税事務所にご相談ください。

自動車税事務所

住所：〒371-8507 前橋市上泉町397-5

電話：027-263-4343

FAX：027-261-5931

- ※ 行政県税事務所の連絡先等につきましては、P.11「14 県税の特別措置」の表を参照ください。

1 4 マイナンバーカードを紛失等した場合

- ◆ 災害によりマイナンバーカードを紛失等した場合には、り災証明書の提示により、再交付の際、再交付手数料が免除される場合があります。
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

15 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の軽減」、「住宅取得資金に係る贈与税の特例」、「被災自動車に係る自動車重量税の還付」、「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税」などの措置が設けられています。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

税務署名	電話番号	管轄区域
伊勢崎税務署	0270-25-4045	伊勢崎市、玉村町
桐生税務署	0277-22-3121	桐生市、みどり市
高崎税務署	027-322-4711	高崎市、渋川市、安中市、榛東村、吉岡町
館林税務署	0276-72-4373	太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
富岡税務署	0274-63-2235	富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町
中之条税務署	0279-75-3355	中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町
沼田税務署	0278-22-2131	沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
藤岡税務署	0274-22-0971	藤岡市、上野村、神流町
前橋税務署	027-224-4371	前橋市

16 県税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産所得税、自動車税、自動車取得税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの行政県税事務所にお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域
前橋行政県税事務所	027-234-1800	前橋市
渋川行政県税事務所	0279-22-4050	渋川市、榛東村、吉岡町
伊勢崎行政県税事務所	0270-24-4350	伊勢崎市、玉村町
高崎行政県税事務所	027-322-6297	高崎市、安中市
藤岡行政県税事務所	0274-22-1442	藤岡市、上野村、神流町

名称	電話番号	管轄区域
富岡行政県税事務所	0274-63-2245	富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町
吾妻行政県税事務所	0279-75-3300	中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町
利根沼田行政県税事務所	0278-22-4336	沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
太田行政県税事務所	0276-31-3261	太田市
桐生行政県税事務所	0277-53-2113	桐生市、みどり市
館林行政県税事務所	0276-72-4461	館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
自動車税事務所	027-263-4343	群馬県全域

17 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、固定資産税、市町村税・県民税、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料等に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

18 公共料金の減免措置等

- ◆ 電気、ガス、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。
また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続方法について、各社へご確認ください。
- ◆ 上下水道についても、基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは上下水道の事業者（市町村）にご確認ください。
- ◆ N H K では、災害救助法の適用区域内で建物が、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた場合、申出に基づき、2か月間、受信料が免除になります。
詳しくは、N H K（0570-077-077（9：00～20：00）ご利用になれない場合、050-3786-5003（有料））にお問い合わせください。



民間の手続のこと

19 金融機関等との取引に関する相談

- ◆ 金融庁は、金融サービス利用者相談室において、台風19号被災者の皆様からの各種金融機関の窓口に関するお問い合わせ、金融機関等との取引に関する相談等を受け付けています。

名 称：令和元年台風第15号及び第19号金融庁相談ダイヤル

電 話：0120-156811（受付は平日10時～17時）

※ IP電話からの場合は、03-5251-6813

F A X：03-3506-6699

メール：saigai@fsa.go.jp

文 書：〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1

中央合同庁舎第7号館 金融庁 金融サービス利用者相談室

※ FAX・メール・文書で受け付けた場合には、相談室より、原則平日10時～17時の間にお電話いたします。

20 法律相談等の窓口

- ◆ 法テラスでは、被災された方を対象に、無料法律相談を実施しています。

期 間：令和元年10月18日から令和2年10月9日まで

対 象 者：災害救助法が適用された市町村に、令和元年10月10日（災害発生日）に自宅や営業所などがあった方（法人を除く）。資力の有無は問いません。

相談内容：生活の再建に必要な民事に関する法律問題全般

詳しくは、法テラス群馬法律事務所（電話：050-3383-5399）にお問い合わせください。

- ◆ 法テラスでは、令和元年台風第19号に関するお問合せについて、「被災者専用フリーダイヤル」による情報提供を行っています。

被災者専用フリーダイヤル 0120-078309

受付時間：平 日9：00～21：00

土曜日9：00～17：00（祝日・年末年始を除く）

◆ 群馬弁護士会では、台風19号の被害に関する無料法律相談を実施しています。

- ・ 法律相談（群馬弁護士会法律相談センター主催）
問合せ先 電話：027-234-9321（要予約）
（当面の間、無料）



事業者の方へ

2 1 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

【県等】

区分	対応内容	相談窓口
融資相談	資金繰り等の相談	群馬県商政課金融係 027-226-3332
経営相談	経営全般に関する相談	(公財)群馬県産業支援機構総合相談課 027-265-5013

【日本政策金融公庫】

前橋支店	(国民生活事業)	027-223-7311
	(中小企業事業)	027-243-0050
高崎支店	(国民生活事業)	027-326-1621

【群馬県信用保証協会】 保証統括部保証推進課 027-231-8875

【商工組合中央金庫】 前橋支店 027-224-8151

【商工会議所】

前橋商工会議所 (経営支援課)	027-234-5115
太田商工会議所 (特別相談窓口)	0276-45-2121

【独立行政法人中小企業基盤整備機構】 関東本部 03-5470-1620

【関東経済産業局】 産業部 中小企業課 048-600-0321

【中小企業庁】 群馬県よろず支援拠点 027-265-5016

2 2 農林漁業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の融資や返済についての相談窓口を設置しています。

日本政策金融公庫 前橋支店	027-243-6061
農林中央金庫 前橋支店	027-220-2355